令和８年１１月４日

弁当販売店営業者の募集について（公告）

横浜地方裁判所国有財産事務分掌者
横浜地方裁判所長　佐々木　宗　啓

横浜地方・簡易裁判所庁舎の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、弁当販売店を営業する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

１　件名

横浜地方・簡易裁判所庁舎における使用許可（弁当販売店営業）の相手方の選定

２　募集の趣旨

横浜地方・簡易裁判所庁舎の一部において弁当販売店の営業をさせる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

３　使用許可をする場所

横浜市中区日本大通９番地　横浜地方・簡易裁判所庁舎　地下１階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

４　使用許可期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

５　使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、弁当販売店を営業する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

６　企画提案書の作成及び提出に係る事項

⑴　企画提案募集要領の交付

ア　交付期間

令和８年１１月４日（水）から同年１１月１７日（火）までの午前９時００分から正午まで及び午後１時から午後５時まで（裁判所の休日を除く。）

イ　交付場所

〒231-8502　横浜市中区日本大通９番地
横浜地方裁判所事務局経理課管理係　（担当：栗山、和田）
電話　０４５（６６４）８７８５（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　０４５（６８１）３９３１
E-mail　Kuriyama.Akiko022@courts.go.jp

(CC: Wada.Takashi010@courts.go.jp)

ウ　交付方法

交付場所において無料で交付する。

電子メールによる電子交付を希望する場合は、電子メール送信後、電子メールが到達したことをイ記載の電話番号に電話して確認する。

郵送を希望する場合は、担当者宛に電話連絡にて申し出る。

なお、いずれの場合においても、名刺を提出する等の方法で請求者の連絡先等（請求者氏名、法人の名称、住所、電話番号等）を明らかにして請求する。

⑵　企画提案書の提出方法等

ア　提出場所

６⑴イと同じ

イ　受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（裁判所の休日を除く。）

ウ　提出期間

令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月７日（月）まで

エ　提出方法

持参、郵送又はメール送信する方法により提出する。

なお、郵送の場合は、担当者宛に電話連絡の上、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、特定記録、書留等の追跡可能な方法によること。

オ　提出部数

１部

７　照会

⑴　本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する照会は、次の窓口で受け付ける。

ア　受付窓口

６⑴イと同じ

イ　受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（裁判所の休日を除く。）

ウ　照会期限

令和８年１１月２０日（金）

（同照会についての回答期限：令和８年１１月２７日（金））

エ　提出方法

持参、郵送、メール送信又はファクシミリ送信する方法により提出する。なお、郵送又はファクシミリ送信の場合には、その旨を担当者宛に電話連絡すること。

⑵　照会に対する回答については、本企画提案募集要領を受領した者全員に書面又は電子メールにより回答する。ただし、質問の内容によっては公募手続の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

８　参加資格

⑴　応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ　暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

⑵　応募者は⑴の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は⑴の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

９　使用許可をする相手方を選定するための手順

⑴　提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア　提出場所、提出期間、提出方法又は参加資格が前記６⑵及び８に適合しないとき。

イ　企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ　虚偽の内容が記載されているとき。

⑵　欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領の「要求項目」を満たした内容となっているかを審査し、その全てを満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（１㎡あたりの年間使用料）の提案が裁判所が定める使用料の最低価格の１１０分の１００の制限以上で、最も高い金額を提案した者を相手方として選定する。実際の使用料は、提案書に記載された金額に使用面積を乗じ、その合計金額の１０％に相当する額を加えた金額とするから、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の１１０分の１００に相当する金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も裁判所が定める使用料の最低価格の１１０分の１００の制限に達しない場合は、企画提案募集要領の

「要求項目」を全て満たしていると認められた応募者全てから、使用料の金額について、再提案（金額のみ）を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、裁判所から別途連絡する。

⑶　再提案によっても裁判所が定める使用料の最低価格の１１０分の１００の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に裁判所が定める使用料の最低価格の１１０分の１００の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

⑷　⑶の手続きによっても裁判所が定める使用料の最低価格の１１０分の１００の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

１０　その他

⑴　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

⑵　提出された企画提案書は返却しない。

⑶　企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

⑷　提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。